

《第1回例会》

第1回 豊川市男女共同参画条例に向けての学習会 まとめ

2007/6/14(木) 13:30~
ウィズ豊川3階研修室3

1. 勉強会の意図

平成13年(2001年、2004年改訂)とよかわ男女共同参画プラン『自立と
支え合いの男女共同参画社会を目指して!』制定されてから既に6年が経過したが、
未だ条例制定の動きがない。

豊川共生ネットみらい《豊川男女共生ネットみらいを改称(2007年度総会)》の目
的は、男女共同参画社会づくり推進であること

会員がプラン策定に関わり豊川市の男女共同参画施策に責任に一翼を担ったこと
の理由によって、条例制定の可能性についての例会において勉強を始める。

2. 条例とは

行政施策の根拠となり、行政全体で確実に実現をめざす。

理念条例と規定条例がある

提案・請求 = 住民の50分の1または議員または市長 議会議決(議員の過半数)
公布 施行

3. 豊橋市の男女共同参画推進条例

・懇話会で豊橋男女共同参画行動計画『とよはしハーモニープラン21』策定

・条例の制定について、豊橋男女共同参画行動計画『とよはしハーモニープラン21』
(平15年~24年、3年ごとに見直し)の中で触れることはできなかった。(行
政の反対)

・ハーモニープランの中に、条例がないと実現しない内容を盛り込んだ。

・豊橋市男女共同参画懇話会 市議会議員、条例について一般質問 市長、賛成答弁 議会
承認

・平成16年(2004年)制定 (条例制定の時期が来ていた。中核都市(1999年))

・豊橋市男女共同参画推進条例

豊橋市の初めての理念条例

男女共同参画課設置

豊橋市男女共同参画審議会発足

年4回参画ニュース発行

管理職の男女共同参画についての研修

4. 豊川市の現状

・ジェンダーにとらわれている

・地方分権意識があまりない

・未だに3割自治をめざしている

・議会の役割 行政のチェック機能 条例制定 ……承認機関になっている

・平和都市宣言

5. 条例を考えるまえに

市会議員と男女共同参画意識の確認、次代把握(思想インフラ・精神的インフラ・パラダイ
ム変化)

名称 男女平等条例もある

男女共同参画基本法…制定までの外圧と日本の独自性の盛り込み

ワークライフバランス…裁判員制度、中高年の自殺、少子化の問題

都市宣言との違い

6. 次回 まず、5 から

市会議員の講演予定